

## 日本生殖看護学会誌 論文投稿規定

### 1. 投稿者の資格

本誌への投稿は、共著者も含めて全員が本学会の会員であるとする。但し、編集委員会から依頼された原稿はこの限りではない。

### 2. 投稿原稿の種類

#### 1) 投稿原稿の種類

論文の種類は、総説、原著、報告、その他とし、原稿にその何れかを明記する。

【総説】生殖看護に関わる特定のテーマについて文献等をレビューして、当該テーマについて分析・概説し、考察したもの。

【原著】独創的で新しい知見が論理的に示されており、信頼性が高く、学術上の価値があると認められたもの。

【報告】生殖看護の発展に寄与すると認められる事例報告などであり、看護実践として独創性があり、研究的に記述されたもの。

【その他】生殖看護に関連した内容で、編集委員会が適当と認めたもの。

#### 2) 投稿論文の内容

生殖看護の向上と発展に寄与するものであり、他誌に発表あるいは投稿されていないものに限る。

### 3. 倫理的配慮

1) 人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されている。倫理委員会等の承認を経た場合は、本文中に記載する。

2) 対象者には文書にて依頼し、その承諾も文書にて得ることとする。

### 4. 投稿手続

1) 投稿原稿は 2 部(1 部は氏名・所属機関等を記入、1 部は氏名・所属機関等が無記入)と、「利益相反申告書」および「著作権譲渡同意書」を提出する。

2) 原稿には表紙を付し、論文の種類、論文の題名、著者および共著者の氏名、所属機関と会員番号、キーワード(原著の場合)、別刷必要部数、連絡者の氏名と連絡先(所属機関、住所、FAX・電話番号、E-mail アドレス)を記入する。また、表題、著者名(共著者含む)、所属機関については英文表記もつける。

#### 3) 原稿送付先

##### (1) 郵送の場合

封筒の表に「日本生殖看護学会誌原稿」と朱筆し、下記に郵送する。

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

産業医科大学 広域・発達看護学講座

實崎 美奈 宛

##### (2) Web 投稿の場合

日本生殖看護学科ホームページの論文投稿フォーム(<https://jsfn.org/submission/>)に必要事項を入力およびファイルを添付して送信する。

### 5. 利益相反

#### 1) 利益相反とは

外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、

又は損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては、データの改ざん、特定企業の優遇研究を中止すべきであるのに継続する等の状態が考えられる。

「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest : COI)の管理に関する指針(平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号)

## 2) 利益相反事項の開示

投稿等にあたり、共著者を含めたすべての著者は、論文投稿 1 年前から投稿時までの発表内容に関係する企業・組織・団体との利益相反の状況を「利益相反申告書」(様式 1-1、様式 1-2)を用いて記載し提出する。論文等の末尾に、「利益相反」の欄を設け、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、「著者(氏名)は、〇〇株式会社との間に本論文内容に関連する利益相反を有する」と記載する。利益相反状態が存在しない場合には、「本研究における利益相反はない」と記載する。

## 6. 論文の受付および採否

- 1) 上記 4. の手続きを経た原稿の到着日を受付日とする(受付日と到着順に付す受付番号とを、投稿者に電子メールにて通知する)。
- 2) 投稿論文の採否は査読を経て編集委員会が決定する。その日を論文の受理日とする。
- 3) 採否は本人に通知し、原稿は返却しない。
- 4) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に求めることがある。

## 7. 原稿の校正

初校は著者が、2 校以後は著者に電子メールにて確認の上、編集委員会が行う。なお、校正の際の新たな加筆は認めない。

## 8. 原稿執筆要領

- 1) 投稿原稿は、原則として Word を使用し、作成すること。
- 2) 原稿の種類を問わず、本文、文献、和文抄録、図表を含めて、1 編につき、A4 判の用紙に横書き 1,600 字(40 字×40 行)で 10 枚(16,000 字程度)を限度とし、文字フォントは 11 ポイント以上とする。本文の左脇には、行番号を付記する。
- 3) 図、表および写真 1 枚は原稿 400 字相当とする。1 点を 1 枚の用紙に記し、番号と表題を記入し、本文とは別に巻末にまとめる。本文右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表および写真の裏面に、論文名を明記すること。
- 4) 文中の引用文献には引用順に番号を付記し、引用文献は原稿末尾に一括して番号順に記載する。  
引用文献は主要論文に限定し、その記載は次の形式による。
  - (1) 雑誌 著者名：論文題名，雑誌名，巻(号)：頁一頁，発行年(西暦年次)
  - (2) 単行書 著者名：書籍名(監修者名)，版数，頁一頁，発行所，発行年
  - (3) 翻訳書 原著者名(原書の発行西暦年)／訳者名：翻訳書の書名，版数，頁一頁，発行所，発行年
  - (4) 電子文献 著者名：タイトル，入手日，アドレス
  - (5) 原著を希望する場合には、日本語と英語のキーワードをそれぞれ 3 語程度、英文抄録 250 語程度ならびに和文抄録 400 字程度をつける。総説、報告、その他を希望する場合には和文抄録 400 字程度をつける。
  - (6) 学会、研究会等で発表したものは末尾にその旨を明記する。

## 9. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料

論文の掲載料は、無料とする。但し、図表および写真等、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。また、印刷頁数が 7 頁を超過した部分の印刷に要する費用については、実費を著者負担とする。

2) 別刷料

論文の別刷りは、全て実費を著者負担とする。

10. 著作権

本誌に掲載した論文の著作権はすべて本学会に所属する。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。

付則

この規定は 2006 年 3 月 31 日から施行する。

この規定は 2007 年 9 月 8 日から施行する。

この規定は 2008 年 5 月 31 日から施行する。

この規定は 2016 年 9 月 11 日から施行する。

この規定は 2018 年 9 月 21 日から施行する。

この規定は 2019 年 9 月 27 日から施行する。

この規定は 2022 年 11 月 25 日から施行する。

## 「日本生殖看護学会誌」投稿チェック表

貴稿が「日本生殖看護学会誌」の投稿規定に沿ったものであるか確認し、( ) の中に○印をつけて下さい。確認した本票を切り取り、原稿に添付して下さい。

### 1. 枚数制限

- ・原稿の種類を問わず、本文、文献、和文抄録、図表を含めて、1,600 字(40 字×40 行)で 10 枚以内ですか。( )

### 2. 原著論文は

- ・表紙に、論文の種類、論文の題名、著者および共著者の氏名、所属機関と会員番号、キーワード、別刷必要部数、連絡者の氏名と連絡先を記入していますか。( )
- ・また、表題、著者名 (共著者含む)、所属機関、キーワードについては英文表記もつけていますか。( )
- ・英文抄録ならびに和文抄録を添付していますか。( )

### 3. 総説、報告、その他は

- ・表紙に、論文の種類、論文の題名、著者および共著者の氏名、所属機関と会員番号、別刷必要部数、連絡者の氏名と連絡先を記入していますか。( )
- ・また、表題、著者名 (共著者含む)、所属機関については英文表記もつけていますか。( )

### 4. 図、表および写真

- ・図、表および写真は、番号と表題を記入し、本文とは別に巻末にまとめ、本文右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定していますか。( )
- ・図、表および写真の裏に、論文名と著者名を記していますか。( )

### 5. 文献

- ・文献の記載方法は投稿規定 8 の 4) に沿っていますか。( )

### 6. 人および動物が対象である研究は

- ・倫理的に配慮され、その旨を本文中に明記してありますか。( )
- ・倫理委員会等の承認を経た場合は、その名称及び番号が記載されていますか。( )

### 7. 添付書類

- ・利益相反申告書を添付していますか。( )
- ・著作権譲渡同意書を添付していますか。( )

著者サイン \_\_\_\_\_ (投稿規定 9 に対して)

## 日本生殖看護学会 利益相反に関する規程

### 1. 目的

日本生殖看護学会(以下、本会という)がかかわる事業において、会員等の利益相反 (Conflict of Interest、以下 COI とする) 状態を適切に管理することを通して、研究成果等の公平性・客観性および信頼性を確保し、看護学研究及び看護実践の進歩に寄与するとともに、社会的責務を果たすことである。

### 2. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある、以下の対象者に対し、本規程が適用される。

- ① 本会会員 (正会員、賛助会員)
- ② 本会が主催する学術集会やシンポジウム、セミナー等で発表や講演をする者
- ③ 本会が発行する学会誌等の刊行物に投稿する者

### 3. 開示すべき COI 状態の基準

以下の基準に基づいて、COI 状態を自己申告によって所定の用紙(「利益相反申告書」)に記入し、開示しなければならない。以下の基準を超えていない場合も COI なしとして申告しなければならない。申告された内容は、自己申告によるものであるため、申告者本人が責任を持つものとする。なお、企業や組織、営利を目的とした団体を、以下企業という。

項目	COI 状態の基準と申告内容
①役員、顧問職、社員などへの就任に伴う報酬	ひとつの企業などから、年間 100 万円以上の報酬が支払われている場合は、その企業などの名称と金額
②株式の利益、保有	ひとつの企業などについて、株式から年間 100 万円以上の利益 (配当、売却益の総額) を取得している場合、または当該企業の株式の 5% 以上を保有している場合は、その株式名と取得金額または株数
③特許権使用料	研究に関連した企業などから、特許権使用料として年間 100 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額
④講演料など	研究に関連したひとつの企業などから、講演料などとして年間 50 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額
⑤原稿料	研究に関連したひとつの企業などから、パンフレット等の執筆の原稿料として年間 50 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額
⑥研究費	研究に関連したひとつの企業などから、ひとつの研究に対して研究費の総額が年間 200 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額
⑦奨学寄附金 (奨励寄付金)	研究に関連したひとつの企業などから、奨学寄附金(奨励寄付金)として 1 名の研究代表者に対して年間 200 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額
⑧その他の報酬	研究に関連したひとつの企業などから、その他の報酬 (研究とは直接関係のない旅費や贈答品など) が年間 5 万円以上支払われた場合は、その企業などの名称と金額

### 4. 学会誌等の刊行物への投稿・発表

- 1) すべての著者は、論文投稿内容に関係する企業などに関わる COI 状態を「COI 申告書」により開示しなければならない。

- 2) 論文投稿 1 年前から投稿時までのものを開示する。
- 3) 論文の末尾に、「利益相反」の欄を設け、利益相反の有無を記載する。COI ありの場合は、利益相反を受けた研究者及び企業名を記載する。COI なしの場合は、利益相反はないことを記載する。
- 4) COI ありの場合も、公平性・客観性に基づいた論文作成を行うことにより、投稿することができる。
- 5) 提出された「COI 申告書」は、原則として論文査読者には開示しない。

#### 5. 学術集会やシンポジウム等での発表

- 1) 学術集会やシンポジウム、セミナーなどで発表する共同演者も含めた発表者全員は、発表内容に関係する企業などにかかわる COI 状態を「COI 申告書」により開示しなければならない。
- 2) 抄録提出 1 年前から抄録提出時までのものを開示する。
- 3) 抄録提出を行わない講演者は発表前 1 年間の COI 状態を「COI 申告書」により開示しなければならない。
- 4) COI ありの場合も、公平性・客観性に基づいた抄録・発表スライド及びポスターを作成することにより、発表することができる。
- 5) 提出された「COI 申告書」は、原則として抄録査読者及び優秀賞審査委員には開示しない。
- 6) 発表時に、COI 状態を発表スライドあるいはポスターで開示する。

#### 6. COI 申告書の取り扱いと説明責任

- 1) 本会に提出された COI 申告書は、理事長の監督のもと、本会事務局において個人情報として厳重に保管・管理する。
- 2) COI 状態について、疑義もしくは社会的・法的・道義的問題が生じた場合には、利益相反委員会及び理事会の決議を経て、必要な事項について本会内部あるいは社会へ公開し、説明責任を果たす。
- 3) COI 申告書の保管期間は、学術集会やシンポジウム、セミナー等における発表、または学会誌などの刊行物への掲載後 2 年間とする。その後は理事長の監督下で速やかに廃棄する。ただし、その保管期間中に提出された COI 申告書の内容について疑義もしくは社会的・法的・道義的問題が生じた場合は、理事会の決議により当該申告書の廃棄を保留できるものとする。

#### 7. 利益相反委員会の設置

理事会が指名する理事若干名で利益相反委員会を組織する。委員長は理事の互選により選出する。

#### 8. COI 申告の違反者への措置

提出された COI 申告書が疑義もしくは社会的・法的・道義的問題が生じた場合は、利益相反委員会及び理事会の審議を経て、その程度に応じて、一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講じることができる。

- ① 本会が開催する学術集会、シンポジウム、セミナー等での発表禁止
- ② 本会が発行する学会誌等の刊行物への論文等の掲載禁止発表
- ③ 本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

#### 9. 違反措置への不服申し立て

違反措置の通知を受けた者は、措置に関する通知を受けた後 30 日以内に、本人が理事長宛に不服申し立て審査請求書（書式自由）を本会事務局に提出することにより審査請求をすることができる。

本会が不服申し立てを受理した場合、本会の理事長は利益相反委員会に再審査を諮問し、利益相反委員会において速やかに再審議を行う。その答申を理事会で協議した上で、その結果を不服申立者に通知する。

## 10. 規程の変更

本規程を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

この規程は 2019 年 9 月 27 日から施行する。

**日本生殖看護学会 利益相反申告書**  
**(本学会の学会誌等で発表を行う筆頭研究者用)**

会員番号： \_\_\_\_\_

署名日：西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

筆頭者氏名 (自署)： \_\_\_\_\_

論文題名： \_\_\_\_\_

\*利益相反規定をよく読み、著者全員について、論文投稿 1 年前から投稿時までの発表内容に関係する企業・組織・団体との利益相反の状況を記載してください。

\*該当状況はどちらかに○をつけてください。

\*本申告書は論文掲載後、2 年間、本学会事務局において保管します。

項 目	金額	該当の状況	該当有の場合は 企業・組織・団体名と金額を記載
①役員、顧問職、社員等への就任に伴う報酬	1 つの企業・組織・団体から年間 100 万円以上	有・無	
②株式の利益、保有	1 つの企業から年間 100 万円以上の利益 当該株式の 5%以上保有	有・無	
③特許使用料	1 つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④講演料など	1 つの企業・組織・団体から年間 50 万円以上	有・無	
⑤原稿料	1 つの企業・組織・団体から年間 50 万円以上	有・無	
⑥研究費	1 つの研究に対して 1 つの企業・組織・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑦奨学(奨励)寄付金	1 つの研究に対して 1 つの企業・組織・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑧その他の報酬	1 つの企業・組織・団体から年間 5 万円以上	有・無	

事務局記入 受付番号：



**日本生殖看護学会 利益相反申告書**  
(本学会の学会誌等で発表を行う共同研究者用)

会員番号： \_\_\_\_\_

署名日：西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

共同研究者氏名（自署）： \_\_\_\_\_

論文題名： \_\_\_\_\_

\*利益相反規定をよく読み、著者全員について、論文投稿 1 年前から投稿時までの発表内容に関する企業・組織・団体との利益相反の状況を記載してください。

\*該当状況はどちらかに○をつけてください。

\*本申告書は論文掲載後、2 年間、本学会事務局において保管します。

項 目	金額	該当の状況	該当有の場合は 企業・組織・団体名と金額を記載
①役員、顧問職、社員等への就任に伴う報酬	1 つの企業・組織・団体から年間 100 万円以上	有・無	
②株式の利益、保有	1 つの企業から年間 100 万円以上の利益 当該株式の 5%以上保有	有・無	
③特許使用料	1 つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④講演料など	1 つの企業・組織・団体から年間 50 万円以上	有・無	
⑤原稿料	1 つの企業・組織・団体から年間 50 万円以上	有・無	
⑥研究費	1 つの研究に対して 1 つの企業・組織・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑦奨学(奨励)寄付金	1 つの研究に対して 1 つの企業・組織・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑧その他の報酬	1 つの企業・組織・団体から年間 5 万円以上	有・無	

事務局記入 受付番号： \_\_\_\_\_

## 著作権譲渡同意書

日本生殖看護学会 御中

### 論文表題

---

1. 上記論文は、下記に署名した全著者が共同で執筆したものであり、かつその内容に責任を持つことを認めます。
2. 過去に他誌に掲載されたことがなく、また他誌に投稿中でないこと（二重投稿でないこと）を認めます。
3. 上記論文が『日本生殖看護学会誌』に掲載された場合は、「論文投稿規定」に同意の上、その著作権を日本生殖看護学会に譲渡することに同意いたします。

筆頭著者署名: \_\_\_\_\_ 署名日 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

共著者署名: \_\_\_\_\_ 会員番号: \_\_\_\_\_ (西暦 年 月 日)

### 【記載に関する注意事項】

- ※ 全著者の自署署名と会員番号を筆頭著者、共著者の順で列記し、署名日も記入してください。捺印は不要です。
- ※ 用紙が不足する場合や、著者が異なる機関等に所属する場合は、複数枚提出してください。その場合、いずれの用紙にも論文名を記載してください。